７．都市防災に関するその他の取り組みについて

（１）都市再生安全確保計画について

都市再生安全確保計画制度（概要）

〇都市再生安全確保計画制度HP（国土交通省）
http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000049.html

〇都市再生安全確保計画制度HP（内閣官房地域活性化統合事務局）
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/toshisaisei/yuushikisya/anzenkakuho/index.html

国土交通省都市局
まちづくり推進課
平成26年5月

大規模地震発生時における帰宅困難者の発生

○ 東日本大震災の際に、管理者の異なる様々な施設が集積する大都市の交通結節点周辺等のエリアにおいて、**避難者・帰宅困難者等による大きな混乱が発生**

○ 首都直下地震発生時には、東日本大震災をはるかに超える帰宅困難者の発生が想定

現　状

東日本大震災における帰宅困難者

主要駅	東日本大震災発生時の帰宅困難者のうち駅周辺屋外滞留者
新宿駅	約9，000人
渋谷駅	約6，000人
横浜駅	約5，000人
東京駅	約1，000人

※警視庁発表（平成23年3月11日21時時点）

●新宿駅周辺

●東京駅周辺

●渋谷駅周辺

●横浜駅周辺

首都直下地震における帰宅困難者（想定）

駅名	駅周辺滞留者（帰宅困難者）	
	屋内滞留者	屋外滞留者
東京駅	44万人	3万4千人
新宿駅	32万人	5万人
上野駅	8万人	2万2千人
品川駅	15万人	6千人
蒲田駅	5万人	6千人
渋谷駅	16万人	2万1千人
池袋駅	8万人	2万2千人
北千住駅	2万人	7千人
町田駅	3万人	1万2千人
立川駅	5万人	1万7千人
等		
総計	141万人	21万人

駅を起点に4km^{2}圏内に存在する人数をカウント

上記のうち、**「屋外滞留者」が駅に集積する**と考えられる。

※屋内滞留者

駅周辺で学校、職場の目的で滞留している人の総数

※屋外滞留者

駅周辺で私用、不明の目的で滞留している人の総数

首都直下地震等による東京の被害想定

（平成24年4月18日公表）

都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成24年7月1日施行）

大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞在者等の安全の確保を図るため、都市再生緊急整備協議会による都市再生安全確保計画の作成、都市再生安全確保施設に関する協定制度の創設等の所要の措置を講ずる。

背　景

◆　東日本大震災の際に、管理者の異なる様々な施設が集積する大都市の交通結節点周辺等のエリアにおいて、**避難者・帰宅困難者等による大きな混乱が発生**。

◆　首都直下地震等の大規模な地震が発生した場合には、建物損壊、交通機関のマヒ等により、**甚大な人的・物的被害**が想定。

⇒　**官民の連携によるハード・ソフト両面にわたる都市の安全確保策が必要**

法律の概要

都市再生安全確保計画制度の創設

○　都市再生緊急整備地域（全国62地域を指定）の協議会（国、関係地方公共団体、都市開発事業者、公共公益施設管理者等**（鉄道事業者、大規模ビルの所有者・テナント等を追加）**からなる官民協議会）が、大規模な地震の発生に備え、
- 退避経路、退避施設、備蓄倉庫等（都市再生安全確保施設）の整備・管理
- 退避施設への誘導、災害情報・運行再開見込み等の交通情報の提供、備蓄物資の提供、避難訓練

等について定めた計画（都市再生安全確保計画）を作成できることとする。

○　計画に記載された事業等の実施主体は、計画に従って事業等を実施。

都市再生安全確保計画の作成、計画に記載された事業等の実施に対し**予算支援**

＊下線は法律の特例

一時退避の誘導と経路の確保
- 地震発生時に、鉄道駅やビルから円滑に誘導・誘導のための情報発信設備を整備
- 退避経路の協定（承継効付き）により関係者による継続的な管理を担保

避難訓練
- 平常時からの訓練

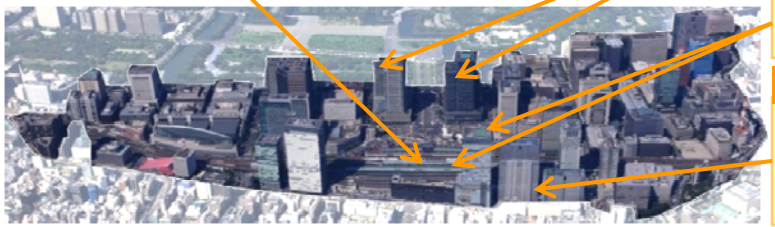

退避施設の確保
- 鉄道駅、オフィスビル等に退避施設を確保（数日間滞在）
- 退避施設の協定（承継効付き）により関係者による継続的な管理を担保

情報提供
- 災害情報、交通情報等の提供

耐震改修等の促進
- 建築確認、耐震改修等の認定等手続を一本化

備蓄倉庫等の確保
- 計画に記載された備蓄倉庫等の部分を容積率不算入
- 地方公共団体との管理協定（承継効付き）により継続的な管理を担保
- 都市公園に備蓄倉庫等を設置する際の占用許可手続を迅速化

都市における大規模地震発生時の安全を確保

都市再生安全確保計画制度等に係る支援策

地域の現状把握（現状の把握と被害の検討）

↓

計画の作成、コーディネート（協定締結支援等）

↓

計画の実施

ソフト事業

・退避誘導ルール、情報提供ルール作成
・避難訓練、普及啓発活動等

ハード事業

設備の設置

・備蓄倉庫、
情報通信施設、
耐震性貯水槽、
非常用発電設備等の設置

公共施設等の整備

・公園、緑地、広場等の一時退避施設の整備
・退避経路、退避施設、備蓄倉庫等を有する建築物の整備
・建築物の耐震診断・耐震改修等

▽平成26年度創設

地下街防災推進事業
8億円（平成26年度予算）

・補助率：1/3＋地方1/3
『地下街の安心避難対策ガイドライン』をふまえ、地下街管理者が地下街防災推進計画を策定し、その計画に基づき実施する取組み（ハード・ソフト）に対して支援

災害時拠点強靭化緊急促進事業
30億円（平成26年度予算）

・補助率：2/3＋自治体1/3
1/2（対自治体）

計画と連携し、オフィスビル、学校、ホール等の一時滞在施設における帰宅困難者等の受入のため付加的に必要となるスペースや、備蓄倉庫、非常用発電設備等の整備費用（掛かり増し費用）に対して支援

内閣府

国土交通省

都市再生安全確保計画策定事業費補助金
0.9億円（平成26年度予算）

・補助率：1/2（自治体又は民間事業者等）
都市再生安全確保計画の作成に必要な基礎データの収集・分析等

都市安全確保促進事業（エリア防災促進事業）
2.4億円（平成26年度予算）

・補助率：計画作成・ソフト1/2、ハード1/3（自治体又は官民協議会）
※間接補助は事業費の1/3以内、かつ自治体の補助に要する費用の1/2以内

社会資本整備総合交付金
※ 9,124 億円の内数（平成26年度予算）

・都市防災総合推進事業
公共空地（公園、緑地、広場等）の整備、耐火建築物の建築等
補助率：1/3、1/2（対自治体）

・市街地再開発事業　補助率：1/3

・優良建築物等整備事業　補助率：1/3
計画に記載された退避経路・退避施設を有する優良な新築建築物を支援

・耐震改修促進事業
耐震診断　補助率：1/3
耐震改修　補助率：11.5%、1/3

耐震対策緊急促進事業
200億円（平成26年度予算）

耐震改修促進事業への上乗せ補助等
耐震診断　補助率：1/2
耐震改修　補助率：1/3～2/5

税制・金融

・優良な民間都市開発プロジェクトに対する税制支援
（法人税、所得税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税等）、
金融支援（貸付け・社債取得）

・備蓄倉庫を有する建築物に対する税制支援　（固定資産税等）
計画に記載され、管理協定の対象となった施設を支援対象

都市安全確保促進事業（エリア防災促進事業）

H26年度予算：国費2.4億円

○都市機能が集積した地域における大規模な震災の発生が社会経済に与える影響に鑑み、
都市再生緊急整備地域内及び主要駅周辺の滞在者等の安全と都市機能の継続を図るため、
官民連携による一体的・計画的なソフト・ハード両面の対策への支援を実施。

国

計画作成及び計画に基づくソフト・ハード対策等への支援

都市再生緊急整備地域内＋主要駅周辺

都市再生緊急整備協議会又は帰宅困難者対策協議会

【構成員】

- 国、都道府県、市町村
- 大規模ビル等所有者
- 鉄道事業者　等

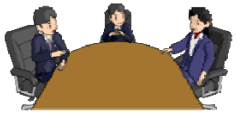

都市再生安全確保計画
又はエリア防災計画を作成

- 防災施設等の整備（備蓄倉庫、情報伝達施設、非常用発電設備等）
- 災害予防対策（避難訓練等）
- 災害発生時の避難・救助　等

予算支援
補助率1／2

○協議会開催支援
○計画作成支援
　・専門家の派遣　等
○コーディネート活動支援
　・勉強会、意識啓発活動
　・官民協定の締結

計画に基づく
ソフト・ハード両面の対策

ソフト対策

予算支援
補助率1／2

避難訓練、情報伝達ルール
備蓄ルール確立　等

ハード対策

予算支援
補助率1／3

備蓄倉庫、情報伝達施設
非常用発電設備の整備　等

※都市再生緊急整備地域：都市再生特別措置法に基づき、都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として指定された地域（平成25年7月時点で62地域）。
※主要駅：1日あたりの乗降客数が30万人以上の駅。

都市再生安全確保計画策定状況

平成26年4月1日時点（国土交通省都市局調べ）

策定済

大阪駅周辺地域（平成25年4月19日）
京都駅周辺地域（平成25年12月19日）
名古屋駅周辺地域（平成26年2月13日）
川崎駅周辺地域（平成26年3月17日）
横浜都心・臨海地域（平成26年3月24日）
札幌駅都心地域（平成26年3月25日）
新宿駅周辺地域（平成26年3月27日）

作成中

大丸有（大手町、丸の内、有楽町）地区
浜松町駅周辺地区
大阪コスモスクエア駅周辺地域
大阪ビジネスパーク駅周辺・天満橋駅周辺地域
辻堂駅周辺地域
本厚木駅周辺地域
福岡都心地域

※上記の他、都市再生緊急整備地域以外の主要駅周辺地域における都市再生安全確保計画に準じたエリア防災計画の策定状況は以下のとおり。

【策定済】 立川駅周辺地域（平成25年8月6日）、北千住駅周辺地域（平成25年12月18日）、藤沢駅周辺地域（平成26年1月21日）
吉祥寺駅周辺地域（平成26年3月24日）

【作成中】 池袋駅周辺地域、大井町駅周辺地域、中野駅周辺地域、綾瀬駅周辺地域

＜ 参 考 ＞

国 都 官 第 7 号
平成２６年４月１６日

都道府県及び政令市
　都市再生担当部局長　宛て
　帰宅困難者対策担当部局長　宛て

国土交通省都市局まちづくり推進課長

都市再生安全確保計画及びエリア防災計画の策定の促進について（通知）

平成２４年７月１日に都市再生特別措置法の一部を改正する法律が施行され、都市機能が集積し、多数の滞在者等が存在する都市再生緊急整備地域においては、官民の十分な連携の下、大規模地震発生時の滞在者等の安全の確保を図る必要があるため、国、地方公共団体、民間事業者等の関係者による合意形成を図りながら事業又は事務を実施するための制度として「都市再生安全確保計画制度（別紙１）」が創設されたところです。

国土交通省においては、大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内及び主要駅周辺の滞在者等の安全の確保と都市機能の継続を図るため、地方公共団体及び官民で構成された協議会を対象として、災害発生時の円滑な退避や物資の提供等のソフト・ハード両面の対策を総合的に支援する「都市安全確保促進事業（別紙２）」を創設したところです。

また、平成２５年１２月には首都直下地震及び南海トラフ地震が発生した場合の被害想定が公表され、例えば首都直下地震が発生した場合における帰宅困難者は、東京都で約３８０万人～約４９０万人に上ると想定されており、東日本大震災を教訓として、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保と都市機能の継続を図ることの重要性が改めて指摘されているところです。

このような状況に鑑み、都市再生緊急整備地域内及び主要駅周辺において帰宅困難者対策が必要な地域を抱える地方公共団体におかれましては、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な退避のために移動する経路、一定期間退避するための施設、備蓄倉庫その他の施設の整備等について記載した都市再生特別措置法に基づく都市再生安全確保計画又は同計画に準じたエリア防災計画について、鉄道事業者及び大規模ビルの所有者等の関係機関と連携し、また、隣接駅において生じる帰宅困難者等を考慮し、その策定の促進に努めて頂きますよう、改めてお願いいたします。今後、地方整備局等を経由し、取組状況について報告を求めることがありますので、その際はご協力をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法第２４５条の４の規定に基づく技術的な助言の性格を有するものです。

また、都道府県におかれましては、貴管内の市町村（政令市を除く。特別区を含む。）の担当部局に対して、この旨を周知頂くようお願いいたします。

（参考資料）
別紙１：都市再生安全確保計画制度の概要
別紙２：都市安全確保促進事業の概要

（２）地下街対策について

（２－１）地下街の防災対策の推進

地下街は、全国の拠点駅等に７８箇所（平成２４年度末）存在し、利用者も１日１０万人を超えるところがあるなど多数に上っており、首都直下地震等の大規模地震が発生した場合には、利用者等が避難時に混乱状態となることが懸念されます。また、８割以上の地下街が開設から３０年以上経過しており、天井等の老朽化が進んでいることに加え、利用者のみならず、駅等からの避難者の流入も想定されることから、ハード・ソフトからなる利用者等の安心避難のための防災対策を講じていくことが必要です。

このため、「地下街の安心避難対策ガイドライン」を基に、地下街管理者に対して、天井板等の地下街設備の安全点検や、周辺の鉄道駅等との連携のもと、地下街の防災対策のための計画の策定を支援するとともに、計画に基づく避難通路や地下街設備の改修等を支援することで、民間投資を通じた地下街の防災対策の充実を図っていきます。

「地下街の安心避難対策ガイドライン」
（地震時における地下街の防災対策を検討するための技術的な助言）

地下街管理者による防災対策に必要な取組（ハード・ソフト）を支援

＜計画策定＞

・安全点検調査
・施設改修計画の作成
・関係者の合意形成　等

計画に基づく対策

＜防災対策の取組＞

避難路の拡幅

天井板等の補強

備蓄倉庫の整備

災害時の情報提供を行うデジタルサイネージ

非常用発電設備の機能補強

周辺のビルや鉄道駅等との連携した取組の推進

施策効果

◎　大規模地震発生時における地下街等の防災対策が推進され、災害に強い都市が形成される。

（２－２）「地下街の安心避難対策ガイドライン」について

・大規模地震時の公共用通路等公共施設を対象として、地下街が有する交通施設としての都市機能を継続的に確保していくために必要な耐震診断・補強の方法や非構造部材の点検要領、様々な状況を想定した避難計画検討の方法等について、技術的な助言として取りまとめ。

・ガイドラインは、第１部「安心避難対策が求められる背景」、第２部「安心避難対策」と、資料編から構成されている。このうち、第２部「安心避難対策」では、「施設の状況把握」として、地下街の現況把握の必要性を記載するとともに、「構造物の耐震検討」、「非構造部材の安全検討」、「避難シミュレーションを活用した避難検討」、「安心して避難するための追加的な方策」について、検討の進め方等をまとめている。

【ガイドラインのポイント】

① 非構造部材の落下対策として、非構造部材の点検要領を策定

② 様々な状況を想定した避難対策として、避難シミュレーションを活用した避難経路の検証方法や対応方策の検討方法等を提示

・なお、公共通路は道路下であっても、店舗が沿道ビルの地下階にあるような施設を準地下街と呼びますが、本ガイドラインは、こうした準地下街の公共通路部においても活用することは可能。

（２－３）地下街防災推進事業

①補助対象

○地下街防災推進計画策定費

地下街防災推進計画の策定及び付随する調査（安全点検、耐震診断、対策検討等）に要する費用

○地下街防災推進事業費

地下街防災推進計画に基づき実施される、下記の事業に要する費用

・通路（一般店舗等の専用的又は閉鎖的に使用されるものを除く）、電気室、機械室等の施設の整備に要する費用

・避難施設（非常用照明装置、避難誘導施設、緊急時情報提供設備等）、防災施設（備蓄倉庫、耐震性貯水槽、非常用発電設備等）の整備に要する費用

・利用者への避難啓発活動に要する費用

②補助対象者

地下街管理会社

③補助率

１／３（地方公共団体との協調補助）